

令和4年4月8日

保護者の皆様へ

御杖村立御杖中学校

校長 翼 憲文

## 御杖中学校「部活動方針」について

平成31年4月に御杖村教育委員会が策定した「御杖村運動部活動の在り方に関する方針」を受けまして、今年度の本校の部活動方針をお知らせします。何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

小学生の活動については項目「5 小学生の部活動参加について」に記述がございます。

### 1 部活動の意義

部活動は教育課程外ですが、本校では学校教育の一環として教育的な意義を認め、教育的な活動として位置づけています。そのため、生徒の参加は任意です。運動部は、スポーツを通して生徒が教員等の指導の下に、ともに活動する中で楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しています。

### 2 適切な運営のための体制整備

- (1) 「御杖村運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「運動部活動方針」を策定します。策定した活動方針等を各家庭に配布するとともに、その活動の様子については、ホームページや学校便り等で紹介します。
- (2) 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部が活動を実施できるよう、適正な活動内容の運動部を設置します。

### 3 適切な休養日・練習時間の設定

- (1) 学期中は、原則、週当たり2日以上の休養日を設けます。(本校では、毎週水曜日と日曜日を休養日としています。ただし、長期休業中や公式戦、大会の直前は変更することもあります。また、土、日曜日に公式戦、大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替えます。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。また、生徒は十分な休養を取ることができますとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度まとまった休養期間を設けます。
- (3) 1日の練習時間は、平日では2時間程度、土、日曜日、休日、長期休業日は3時間程度とします。

### 4 安全及び健康管理

- (1) 活動中は、指導者が現場で指導にあたることを原則とします。校務等のため現場で指導に当たれない場合は、安全面に十分配慮して活動内容を明確に伝え、指示しています。早朝に部活動を実施する場合は7時30分以降に登校し、活動します。
- (2) 活動開始前には必ず健康チェックを行い、生徒の健康観察を実施しています。また、活動中や活動後にも生徒の様子を観察し健康状態の把握に努めています。日頃から生徒の健康に注意を払い、養護教諭や担任と連携を図っています。
- (3) 万一、活動中に負傷や体調不良が起こった場合、速やかに保護者に連絡を取ります。ただし、状況によって、保護者と連絡がとれない状況であっても、学校医等の判断を仰ぐ時もあります。また、緊急を要する場合は、保護者に連絡がつかなくても、学校より病院への診察に引率したり、救急車の要請をすることがありますので、ご了解ください。
- (4) 事故防止の観点から、指導者と生徒がコミュニケーションを図り、生徒一人ひとりの体力・運動能力に応じ

た指導を心がけます。また、熱中症の予防のために、暑さ指数（W B G T）の測定を行い「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために（奈良県教育委員会）」に基づいて、こまめな水分補給と適切な休息を設ける等、生徒の安全を考慮した適切な措置をとります。

- (5) 定期的に施設・設備等の安全点検を実施します。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにします。
- (6) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進します。

## 5 小学生の部活動参加について

- (1) 令和2年度より希望する小学校の中・高学年児童に体験参加を認め、中学生とともに活動をしています。
- (2) 活動については小学生の体力面・精神面などに十分配慮して、前述の1～4の方針の下に、児童の発達段階に応じた適切かつ安全な活動を行います。
- (3) 活動日については原則、火曜・木曜の放課後と土曜の午前中の3日とし、長期休業中も活動することがあります。小学生が大会前に部活動を延長することはありません。
- (4) 小学生が参加する日は顧問が必ずつきますが、緊急な要件が発生し、やむを得ず顧問が一人もつけない場合は小学生の活動を中止します。
- (5) 小学生の体験参加は保護者から所定の申込書を提出してもらいます。また、途中で部活動の変更や退部も可能です。